

26新福介給第692号
平成26年10月1日

各サービス事業者 { 管理者
施設長 様
所 長

新宿区福祉部介護保険課長 菅野 秀昭
(公印省略)

介護保険サービスの送迎に係る事故に関する注意喚起について（通知）

介護保険サービスの適切な運営について、日ごろからご協力いただきありがとうございます。

さて、去る平成26年9月5日、区内の指定（介護予防）通所介護事業所において、当該事業所の車両を使用して利用者を御自宅へお送りする途中、横断歩道を歩行していた一般の方をはねて死亡させる交通事故が発生しました。事故の原因は警察で捜査中です。

また、この他にも、送迎中のガードレール等への接触事故、乗降リフト操作時の転落等の事故、送迎車のドアに利用者の指が挟まれる事故等が発生しています。

各事業所における車両を使用した送迎業務は、介護サービスの一部として日々行われる日常的業務であるとともに、その安全が常に確保されていなければならない重要な業務です。事業所と利用者御自宅間の送迎について、今後一層の安全確保が求められます。

つきましては、昨今の交通事故の発生状況及び今回の事故を踏まえ、交通事故が利用者及び一般の方の生命に係る重大な問題であることを強く認識していただき、送迎時の車両の使用に当たって、下記のとおり安全運転の徹底を図ってください。

記

1 車両を使用した送迎業務における主な注意事項

- (1) 運転手の健康状況や体調等を把握し、運転者の技量に合わせて、車種に応じた適任者により運転をさせること
- (2) 必要に応じて、運転手以外にも介護職員を同乗させるなどして、安全な送迎に配慮すること
- (3) 車両について、使用前の日常点検などの安全管理を徹底するほか、運転の状況などを把握するため、運転日誌等の記録をすること
- (4) 送迎業務に当たる職員に対し、道路交通法等関係法令を遵守し交通安全に努めるように、研修などを通じて安全教育を実施すること

2 車両による事故の報告について

車両による事故が発生した場合、次のケースについては、介護保険課給付係宛てに事故報告書を提出してください。

- (1) 利用者への影響が発生した事故
- (2) 一般の方に被害が生じた事故
- (3) その他、物損を含む重大と思われる事故等

【問合せ先】

160-8484

新宿区歌舞伎町1-4-1

新宿区福祉部介護保険課

給付係 電話 03-5273-4176

FAX 03-3209-6010